

議案第116号

つくば市立保育所条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成26年11月25日

つくば市長 市 原 健 一

つくば市立保育所条例の一部を改正する条例

つくば市立保育所条例（昭和63年つくば市条例第103号）の一部を次のように改正する。

第1条中「日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける児童を保育する」を「保育を必要とする児童を日々保護者の下から通わせて保育を行う」に改める。

第5条中「その他保育に欠けることが明らかな者」を削る。

別表二の宮保育所の項中「120人」を「140人」に改め、同表竹園保育所の項及び吾妻保育所の項中「110人」を「125人」に改め、同表桜南保育所の項中「120人」を「135人」に改める。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。